

令和 7 年 5 月 22 日
世 田 谷 保 健 所
感 染 症 対 策 課

令和 7 年度高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種事業及び 带状疱疹予防接種事業について

令和 7 年度高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種事業及び带状疱疹予防接種事業について以下のとおり報告する。

1 高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種事業の実施

(1) 主旨

令和 6 年度以降、新型コロナワクチンは予防接種法に定められた定期接種として実施しているが、この度、令和 7 年度の接種単価が示された。

高齢者の新型コロナウイルス感染症の重症化を防止するため、区は以下のとおり令和 7 年度の定期接種を実施する。

(2) 事業概要

- ①実施期間 令和 7 年 10 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
- ②対象者 ア 65 歳以上の方
 イ 60 歳以上 65 歳未満で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能障害又は
 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害を有する方
- ③接種費用 自己負担額 3,500 円
- ④実施方法 指定医療機関での個別接種
- ⑤周知方法 対象者アの方には 9 月末に案内を送付する。
(イの方は個別に申し込みが必要)。
- ⑥予算(案) 821,093 千円(接種に係る医師会委託料等)
 ※特定財源：57,453 千円(諸収入)
 ※第 2 回区議会定例会に補正予算案を提案予定

2 带状疱疹予防接種事業の実施

(1) 主旨

令和 7 年 4 月から带状疱疹ワクチンが予防接種法に定められた定期接種となったことに伴い、令和 7 年 3 月末、令和 7 年度の定期予防接種単価が示された。

また、50 歳以上の方の带状疱疹の発症及び重症化を予防することを目的として令和 5 年度から東京都が行ってきた特別補助事業について、令和 7 年度に限り、対象年齢を変更し、継続したことを受け、区は、令和 7 年度带状疱疹任意予防接種の費用助成額を拡充し、ワクチンの接種率向上を図ることとしたので報告する。

(2) 定期予防接種の実施について

①実施期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

②対象者 ア 65歳の方

イ 60歳以上65歳未満の方で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する方

ウ 5年間の経過措置として、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳、101歳以上の方

※101歳以上の方については、定期接種開始初年度に限り全員対象

③自己負担額 ア 生ワクチン（1回）：4,000円（接種単価：8,851円）

イ 不活化ワクチン（2回）：1回につき10,000円
（接種単価：22,051円）

(3) 任意予防接種の費用助成拡充について

①都補助事業 ※令和7年度のみ

区市町村に対し、帯状疱疹任意予防接種費用の自己負担費用について、生ワクチン1回8,000円、不活化ワクチン1回22,000円×2回までを補助する（補助率1/2）。

②事業概要

ア 対象者

(ア) 50歳以上65歳未満の方（定期接種対象者を除く）

(イ) 帯状疱疹発症リスクの高い18歳以上50歳未満の方

イ 費用助成

変更前：(ア) 生ワクチン（1回） 4,000円

(イ) 不活化ワクチン（2回） 1回につき10,000円

変更後：(ア) 生ワクチン（1回） 4,000円

(イ) 不活化ワクチン（2回） 1回につき11,000円

(4) 予算（案）20,795千円 ※特定財源：6,493千円（都補助金等）

※第2回区議会定例会に補正予算案を提案予定

3 今後のスケジュール（予定）

令和7年6月中旬 第2回定例会 補正予算案提出

10月1日 高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種事業開始
区のお知らせ掲載（高齢者コロナ）